

議案第 6 7 号

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下「平成 2 4 年一元化法」という。） 附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による障害	0 . 7 3
--------	---	---------

	基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障	0.83

	害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成２４年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成２４年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	０．８８
	旧船員保険法による障害年金	０．７４
	旧厚生年金保険法による障害年金	０．７４
	旧国民年金法による障害年金	０．８９
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成２４年一元化法附則第４１条第１項の規定による遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６５条第１項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第２８条第１項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	０．８０
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	０．８４
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成２４年一元化法附則第３７条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成２４年一元化法附則第６１条第１項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	０．８８
	国民年金等改正法附則第８７条第１項に規定	０．８０

	する年金たる保険給付のうち遺族年金	
	国民年金等改正法附則第 7 8 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0 . 8 0
	国民年金等改正法附則第 3 2 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0 . 9 0

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 7 3
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 6
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 2 4 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0 . 8 8
旧船員保険法による障害年金	0 . 7 5
旧厚生年金保険法による障害年金	0 . 7 5
旧国民年金法による障害年金	0 . 8 9

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例

による。

- 3 改正前の北本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。
- 4 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公

務等による旧職域加算障害給付又は平成２７年地共済経過措置政令第
７条第１項の規定により読み替えられた平成２４年一元化法附則第６
０条第５項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地
共済法第９９条の２第３項に規定する公務等による旧職域加算遺族給
付に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成２４
年一元化法第１条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚
生年金若しくは遺族厚生年金、平成２４年一元化法附則第４１条の規
定による障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成２４年一元化法
附則第６５条第１項の規定による障害共済年金若しくは遺族共済年金
の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第５条第１項の規定は、
適用しない。